

## 大山町生涯学習人材バンク設置要綱

### (目的)

第1条 生涯学習に関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有する、ボランティア精神を踏まえた社会参加に意欲のある人材を発掘し、その情報を提供することによって町民の学習活動を支援し、豊かな地域社会をつくることを目的として、大山町生涯学習人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置する。

### (設置主体)

第2条 人材バンクの設置主体は、大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)とし、事務局を大山町立図書館(以下「事務局」)とする。

2 事務局は、大山町内公民館と連携をとりながら人材バンクの運営を行う。

### (登録要件)

第3条 人材バンクに登録できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) 人材バンクの目的を理解し、賛同する者。
- (2) 生涯学習に関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有する者又は生涯学習の推進に積極的に協力できる者。
- (3) 政治・宗教・営利活動を目的としない者。

### (登録者の活動内容)

第4条 人材バンクの登録者は、町民又は公共機関の求めに応じ、次に掲げるボランティア活動を行う。

- (1) 学習者、学習団体のリーダー、町職員及び教員等に協力し、当該団体の学習活動及び公共機関の学習・教育事業が円滑に進むよう支援する。
- (2) 町民の学習活動又は公共機関が行う学級・講座・講演会・授業及び部活動等において、指導者又は助言者として講義・講習等を行う。

### (登録手続き)

第5条 人材バンクに登録を希望する者は、個人にあつては大山町生涯学習人材バンク登録申請書(個人用)(様式第1号)を、団体にあつては大山町生涯学習人材バンク登録申請書(団体用)(様式第2号)を事務局または大山町内公民館へ提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、登録者として認定する。

3 前項のほか、教育委員会が登録を適当と認める者については、本人の同意を得て登録することができる。

### (登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに事務局に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から申し出があったとき。
- (2) 登録者が、人材バンクを利用して政治・宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (3) 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 教育委員会が不適格と認めたとき。

(登録の更新)

第8条 登録の有効期間は特に設けない。

(登録情報の扱い)

第9条 登録者の氏名及び団体名その他の情報は、原則として公表する。ただし、登録者の申し出があった場合は、公表しないものとする。

(登録者の活用)

第10条 情報の提供及び学習活動等への支援を受けることができる者は、大山町内に住所又は活動拠点を置く個人及び団体並びに学習・教育事業を行う公共機関(以下「学習者」という。)とする。

- 2 事務局は、学習者からの要望に応じ、大山町生涯学習人材バンク登録者名簿を基に作成した登録者一覧表により、必要な情報を提供するものとする。
- 3 登録者を活用しようとする学習者は、大山町生涯学習人材バンク利用申込書(様式第3号)を提出するものとする。
- 4 事務局は、前項の申請に基づき、登録者の連絡先等の情報を学習者に提供するものとする。

(費用負担)

第11条 登録者に対する謝礼等は、本要綱の設置目的に基づき利用者の過重にならないものとする。ただし、交通費・材料費等の実費については、この限りではない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号(第5条関係)

大山町生涯学習人材バンク登録申請書(個人用) 登録 No.

ふりがな 氏名		生まれ年	明・大・昭・平 年生まれ	性別	
連絡先	住所			電話 FAX	
	携帯電話		Eメール		
	自宅以外に連絡するときの曜日・時間帯				
登録内容	分野		内容		
PR 資格・経験等					
希望する対象者等	例、幼児・児童 学校教育援助 青少年 成人一般 女性 男性 高齢者 親子 団体 行政支援 限定なし 等				
活動可能日と時間帯	月 火 水 木 金 土 日 全部				
	午前 午後 夜間 終日 その他( )				
活動可能地域	町内どこでも可・その他( )				
特記事項	(非公開項目等)				

◎登録された情報は利用者から要請があった時点で公開します。

◎「連絡先」以外の情報は、原則として「大山町立図書館ホームページ」で公開します。

大山町生涯学習人材バンク設置要綱の趣旨に沿い、上記のとおり登録することを申請します。 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(あて先) 大山町教育委員会

事務局記載欄	年 月 日 受付	担当者	
--------	----------	-----	--

様式第2号(第5条関係)

大山町生涯学習人材バンク登録申請書(団体用) 登録No.

ふりがな 団体名		ふりがな 代表者名	
連絡 先	住所	代表者電話 FAX	
	携帯電話	Eメール	
	自宅以外に連絡するときの曜日・時間帯		
登録内容	分野	内容	
PR資格・経験等			
希望する対象者等	例、幼児・児童 学校教育援助 青少年 成人一般 女性 男性 高齢者 親子 団体 行政支援 限定なし等		
活動可能日と時間 帯	月 火 水 木 金 土 日 全部		
	午前 午後 夜間 終日 その他( )		
活動可能地域	町内どこでも可・その他( )		
実費等	交通費・材料費・その他( )		
特記事項	(非公開項目等)		

◎登録された情報は、利用者から要請があった時点で公開します。

◎「連絡先」以外の情報は、原則として「大山町立図書館ホームページ」で公開します。

大山町生涯学習人材バンク設置要綱の趣旨に沿い、生涯学習ボランティアとして、上記のとおり登録することを申請します。 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(あて先) 大山町教育委員会

事務局記載欄	年 月 日 受付	担当者
--------	----------	-----

様式第3号(第10条関係)

大山町生涯学習人材バンク利用申込書

年 月 日

大山町教育委員会 様

大山町生涯学習人材バンク登録者の活用を申し込みます。

記

氏 名	
電 話	
住 所	
内容 (テーマ)	

※ 上記の内容は、大山町個人情報保護条例に基づき保護いたします。

職員チェック覧

個人情報保護について伝えました。

電話希望時間

受付担当 \_\_\_\_\_